

## 東松山市税条例の改正概要

【平成30年6月】

地方税法の一部改正に伴い、東松山市税条例において次に掲げる事項が改正されました。

### (1) バリアフリー改修が行われた劇場及び音楽堂に係る固定資産税の減額措置の創設

特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、バリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額する措置が創設されました。

対 象：平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に工事を行った家屋

期 間：最初の2年度分

### (2) 地価下落地域における土地に係る固定資産評価額の修正措置の適用期限の延長

地価の下落を土地評価額に反映させるための措置が延長されました。

期 限：平成32年度まで

### (3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限の延長

土地に係る課税標準の負担調整措置が延長されました。

期 限：平成32年度まで

【施行日 平成30年4月1日】

### (4) 個人住民税の個人所得課税の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、個人住民税について、非課税措置の所得要件が10万円引き上げられ、基礎控除・調整控除の所得要件（前年の合計所得金額が2,500万円以下）が創設されました。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円
基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）

【施行日 平成33年1月1日】

### (5) たばこ税の見直し

#### ア たばこ税率の引上げ

たばこ税率について、国及び地方合わせて1本当たり1円を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの3段階で合計3円引き上げられます。

	現行	改正後		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円
（道府県たばこ税）	860円	930円	1,000円	1,070円
（市町村たばこ税）	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
（参考）国のたばこ税	6,122円	6,622円	7,122円	7,622円

（税率：1,000本当たり）

【施行日：①平成30年10月1日 ②平成32年10月1日 ③平成33年10月1日】

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこに係る課税方式が、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直され、平成30年10月1日から平成34年10月1日まで段階的に移行されます。

【施行日：①平成30年10月1日 ②平成31年10月1日  
③平成32年10月1日 ④平成33年10月1日  
⑤平成34年10月1日】

(6) 生産性革命の実現に向けた設備投資における特例措置の創設

市が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資に係る償却資産について、固定資産税の課税標準に0から2分の1までの範囲において条例で定める割合を乗じる特例措置が創設され、市条例で定める割合は、「0」としました。

対 象：平成30年6月6日から平成33年3月31日までの間に取得した償却資産

期 間：最初の3年度分

【施行日 平成30年6月6日】